

北上地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月22日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第4号

北上地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

北上地区消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合個人情報保護条例（平成26年北上地区消防組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第5条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。</u></p> <p><u>(8) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</u></p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第5条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>（保有特定個人情報の利用及び提供の制限）</u></p> <p><u>第5条の2 実施機関は、番号法第9条各項の規定により個人番号を利用する目的（次項において「利用目的」という。）以外の目的のた</u></p>

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第6条 実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、個人の権利利益の保護のため必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(開示請求権)

第12条 [略]

2 法定代理人等（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人をいう。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

めに、保有特定個人情報を当該実施機関内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関内部において利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報の提供をしてはならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第6条 実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、個人の権利利益の保護のため必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(開示請求権)

第12条 [略]

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示

3 [略]

(開示請求の手続き)

第13条 [略]

2 開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等又は前条第3項の死者に関する個人情報を請求できる者であること）を証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 [略]

(保有個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) [略]

(2) 開示請求者（第12条第2項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。第4号及び第5号、次条第2項並びに第22条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

請求」という。）をすることができる。

3 [略]

(開示請求の手続き)

第13条 [略]

2 開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人若しくは実施機関が特別な理由があると認めた代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）又は前条第3項の死者に関する個人情報を請求できる者であること）を証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 [略]

(保有個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) [略]

(2) 開示請求者（第12条第2項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。第4号及び第5号、次条第2項並びに第22条第1項において同じ。）の生

(3) [略]

(4) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ [略]

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(5)～(8) [略]

（法令等による開示の実施との調整）

第 24 条 実施機関は、法令等（情報公開条例を除く。）の規定により、何人にも開示請求に係る保有個人情報~~が~~前条第 1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が

命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) [略]

(4) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ [略]

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(5)～(8) [略]

（法令等による開示の実施との調整）

第 24 条 実施機関は、法令等（情報公開条例を除く。）の規定により、何人にも開示請求に係る保有個人情報~~（保有特定個人情報を除く。）~~（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が前条第 1 項本文に規定する方法と同一

定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 [略]

(訂正請求権)

第26条 [略]

2 第12条第2項の法定代理人等及び同条第3項の死者に関する個人情報の規定は、前項の規定に基づく訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

3 [略]

(訂正請求の手続き)

第27条 [略]

2 訂正請求をする者は、当該訂正に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等又は死者に関する個人情報を訂正請求できる者であること)を証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 [略]

(訂正請求権)

第26条 [略]

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 第12条第3項の死者に関する個人情報の規定は、第1項の規定による訂正請求について準用する。

4 [略]

(訂正請求の手続き)

第27条 [略]

2 訂正請求をする者は、当該訂正に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人若しくは実施機関が特別な理由があると認めた代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)又は死者に関する個人情報を訂正請求できる者であること)を証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 [略]

(利用停止請求権)

第34条 何人も、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報^{が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。}

(1)・(2) [略]

2 第12条第2項の法定代理人等及び同条第3項の死者に関する個人情報の規定は、前項の規定に基づく利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

3 [略]

(利用停止請求権)

第34条 何人も、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報^(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) [略]

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認められた代理人は、本人に代わって前項の規定による保有個人情報の利用停止の請求をすることができる。

3 第12条第3項の死者に関する個人情報の規定は、第1項の規定による保有個人情報の利用停止の請求について準用する。

(保有特定個人情報の利用停止請求権)

第34条の2 何人も、開示を受けた自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続きが定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条の規定に違反して収集されたものであるとき、第5条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号

(利用停止請求の手続き)

第 35 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1)～(4) [略]

2 利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等又は死者に関する個人情報を利用停止請求できる者であること）を証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 [略]

法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第 19 条の規定に違反して提供されているとき

当該保有特定個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による保有特定個人情報の利用停止の請求をすることができる。

(利用停止請求の手続き)

第 35 条 第 34 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1)～(4) [略]

2 利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（第 34 条第 2 項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人若しくは実施機関が特別な理由があると認めた代理人（第 34 条の 2 第 2 項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人、同項に規定する法定代理人若しくは本人の委任による代理人）又は死者に関する個人情報を利用停止請求できる者であること）を証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。